

水産流通適正化制度に係る 加工・流通・販売等事業者 (取扱事業者)の届出 【秋田県知事に届出を行う場合】

取扱事業者の届出を行う場合は、次の事項に留意して秋田県知事へ届出を行ってください。届出は原則、**農林水産省共通申請サービス (eMAFF) による電子申請**としますが、やむを得ず書面で届出をする場合は、秋田県農林水産部水産漁港課あて提出してください。

なお、**専ら消費者に対し販売、提供をする、小売・飲食・宿泊事業者は、届出不要**です。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
※全ての関係する事務所等について届出して下さい。
- (3) 取り扱う種類 (アワビ、ナマコ)

2 届出に必要な書類

届出者	必要な添付書類	備考
個人事業主	住民票等の写し ※届出者以外の代理人 (行政書士等) が届出を行う場合は、 委任状 が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・書面で届出をする場合に、書類の添付が必要となります。
法人	定款 及び 登記事項証明書 ※届出者以外の代理人 (行政書士等) が届出を行う場合は、 委任状 が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・eMAFFでの届出をする場合、事前にgBizIDプライムの取得が必要となり、その際に事業者情報の確認が行われるため、住民票等の写し、定款及び登記事項証明書の添付は不要です。